

ネットワーク知的所有権研究会
弁護士 寺本振透

Shinto Teramoto
仕事: PEC00422@niftyserve.or.jp
プライベート: terra@st.rim.or.jp

第3回

あんなこともこんなことも・・・ 気になりますね。

バトンタッチです

今回は松倉秀実氏からバトンタッチをして、わたくしterraの担当です。

terraは、ソフトウェアや通信関係の取引の支援、ベンチャービジネスの支援やベンチャー向け金融の仕組みの立案を中心に仕事をしている弁護士です。

さて、読者のみなさまは、きっと、知的所有権（厳密には知的財産権といいますが、その話はまた後ほど...）がどうたらこうたらと偉そうなことを言っている法律家（ほうりつや）さんがどんな環境で仕事しているのか気にかかることでしょう（ネットワークを使ってない法律家さんが、ネットワーク上で知的所有権がなんじゃかんじゃとか言ったら、凄いものがありますものね）

というわけで、terraの貧弱な仕事環境をばらしてしましましょう。

【加入しているネットワーク】

- ・ NIFTY-Serve
- ・ CompuServe
- ・ RIMNET（ダイヤルアップIP接続です）

【メイン・システム】

- ・ 六代目ことiDX4 100MHzマシン
- ・ 17インチディスプレイ
- ・ 14,400bps モデム
- ・ 400dpiのコピー機兼プリンタ
- ・ OS/2 J2.11 とWindows 3.1の二重ブート

【サブ・システム】

- ・ 七代目ことiDX4 100MHzマシン

【サブ・サブ・システム】

- ・ 四代目こと386SXのノートPC

【インターネット接続環境の変遷】

- ・ 最初は..Chameleon Ver. 4.0J

・ 次には..Air Series TCP/IP for Windows Version 3.0J

・ 現在は..本誌No.3（1995年2月号）に付属のIBM Internet Connection for OS/2 とIBM WebExplorer for OS/2 に上記Air Seriesの中のいくつかのアプリケーションを組み合わせて

【My Favorites】

- ・ Dorling Kindersley MULTIMEDIAのSTOWAWAY!
- ・ Interplay Productions, Inc.のBattle Chess

ネットワーク時代にあれこれ気になる知的所有権

さて、お喋りが過ぎてしまいました。知的所有権の中心であります著作権（連載第1回）と特許権（連載第2回）の概説を受け、今回はいろいろな法律がらみの問題がありそうだということを紹介して、次回からの個別の問題の解説につなげなければなりません。

ネットワーク上で、私たちは、数々の情報を流したり、受け取ったりします。この情報は、文章であったり、プログラムであったり、画像であったり、音声であったり、あるいは、さまざまな種類の情報を組み合わせたものであったりします。

このような情報の多くは、知的所有権の対象となっています。知的所有権というのは、一般的には、「私が創造した情報を勝手に使ってはいけません！」と主張する力なのです。そして、ビジネスの世界では、「私が創造した情報を使わせてあげるから、お金（ロイヤルティ）を払ってくださいね！」と主張する力となるのです。



Welcome to SHOGAKUKAN BOOK SHOP!

© Fujiko, Shogakukan, and TV Asahi

© Fujiko, Shogakukan, and TV Asahi

だとすると、基本的なところでも、次のようにいろんなことが気になります。

ネットワークで流されるさまざまな情報を使いたいと思ったときに...ちょっと待てよ、勝手に使っちゃいけないんじゃないの？

誰が権利をもっているか、どうすればわかるの？

権利をもっている人とどうやって交渉して、どんな契約を結ばよいの？

ロイヤルティってどう計算するの？

さらに、ネットワークを使ってビジネスを始めると、もっともっと、さまざまな疑問がわいてくることでしょう。たとえば..

データベースからダウンロードした情報を別の人に流したり、上司への提案書にくっつけたりしてもいいの？

データベースを使ったときに支払うお金って、知的著作権とどう関係するの？それとも、単に便利なサービスだからお金を払うだけなの？

勝手によその会社の商号や商標とよく似たドメイン名を使ったら叱られるんじゃないの？(商号や商標については、そのうち解説しましょう)

どこかのWWWサーバーからダウンロードしたアートを個人で使ってるPCの壁紙にしてもいいの？もし、会社のPCだったら？

さらにさらに、ネットワークの世界にどっぷりとつかっていくと、これまでの法律の常識に疑問をもちたくなるかもしれません。それは、知的著作権の世界に収まりきれないものかもしれません。たとえば..

そもそも「私が創造したものを無断で使わないで下さい!」という知的著作権と、自由な情報の流通が命のネットワークとは

相性が悪いんじゃないの？

ネットワーク上でバーチャル・コーポレーションを運営しようとする、会社法(会社の運営の基準を決める法律です。日本では、商法の中にあります)とか外為法(お金、技術、品物などが国境を越えて動く取引を規制する法律です)とか税法とかは、どう適用されるの？

まだまだ疑問はつきません。

法を創るのは誰？

私たちは、これらのさまざまな疑問の答えを知るために、今そこにある法律のルールを知り、それを具体的な問題にあてはめなければなりません。

でも、法律のルールとは、完成されたものではなく、動かせないものでもありません。むしろ、新たなネットワーク時代の法を創っていくのは、ネットワーク上の情報発信者であり、受信者でもある、皆さん(と私たち)ではありませんか!今そこにある法律のルールも、現実の取引慣行から導かれたものです。決して、神から一方的に与えられたものではないのですから!

質問歓迎!

というわけで、ぜひ、読者の皆様からいろいろと「気になること」をお寄せください。宛先はipmag-law@impress.co.jpです。

次回からは、私たちが設定した問題だけでなく、皆様からのご質問をとりあげて、ときには快刀乱麻、ときにはいっしょに悩み抜くこととしましょう。



(小学館)



(小学館)

HOME CYBER PUBLISHING JAPAN

(凸版印刷)

URL  <http://www.toppan.co.jp/bookshop/bookshop.html>

URL  <http://www.toppan.co.jp/bookshop/>

WWWのホームページを雑誌などに勝手に掲載してもいいのでしょうか? これも「気になること」ですね。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp